

岐阜県学校保健研究大会 開催基準要項

1. 総 則

岐阜県学校保健研究大会を開催し運営の適正を図るために、この基準要項を定める。

2. 目 的

県下の学校保健関係者が一堂に会し、学校保健に関する研究発表及び研究協議を通じて、学校保健の向上を図る。

3. 主 催

岐阜県学校保健会・岐阜県教育委員会

4. 主 管

原則として、開催郡市学校保健会又は同運営委員会等（以下「主管団体」という。）とする。

5. 内 容

次の内容を原則とする。

- (1) 功労者・団体・優良学校及び優良園の表彰
- (2) 講演会
- (3) 研究発表及び研究討議

6. 参加対象

学校医、学校歯科医、学校薬剤師、幼・小・中・高・特別支援学校の教職員、PTA会員、その他学校保健関係者

7. 開催期日

年1回とし、10月前後とする。

8. 開催方法

- (1) 全県を4地区に分け、開催は、「岐阜地区－西濃地区－美濃・飛騨地区－可茂・東濃地区」の順序とする。
- (2) 開催は郡市学校保健会の主管とする。学校関係者、PTA及び地域の医師会、歯科医師会、学校薬剤師会等と連携を図り開催する。
- (3) 主管する郡市学校保健会は開催地区内に所在する高等学校、特別支援学校と連携を図り、運営にあたる。

9. 開催経費

岐阜県学校保健会交付金、開催地区・関係市町村・団体等負担金、参加費等でまかなう。

10. そ の 他

- (1) 詳細については、細則で定める。
- (2) この要項は、昭和62年4月1日より適用する。
平成 元年6月14日 一部改正
平成13年2月26日 一部改正
令和 3年2月26日 一部改正